

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名 : 政策研究大学院大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	富士ゼロックス株東京都港区六本木3-1-1	電子複写機保守等	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成18年4月2日	9,667,008	随意契約	排他的権利の保護の観点から当電子複写機の貢献業者である富士ゼロックス株のみにおいて可能であり、競争を許さない(会計規則第30条第1項、契約事務取扱規程第8条第1項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
2	ワールドビジネスセンター株 京都府京都市西九条東御幸田町25-2	マイクロソフトソフトウェアライセンス	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年1月30日	2,835,000	随意契約	一般競争に付しても落札者がおらず、再度の入札をしても入札者がなかった(会計規則第30条第1項第5号、契約事務取扱規程第8条第2項)	見直しの余地あり	一般競争入札に移行		
3	丸善株 東京都中央区日本橋2-3-10	外国雑誌	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成18年4月2日	13,691,793	随意契約	外国雑誌は発注及び入札を行なうべき時期において、価格が決まりていない雑誌が多く、価格競争に馴染まないばかりでなく、外国出版社の出版物のため、年度途中において発刊及び刊行数の統合等が頻繁に行なわれる。また、未着・欠号等を特定することが困難である。また、未着・欠号等を前提に競争を行う場合、外国雑誌を安定供給できる能力、体制及び実績をもたない業者の参入により、未着等が増え、研究者に大きい影響を与えることとなる。上記のことより競争入札による調達が困難である。また、外国雑誌は、発行形態・専門分野・発行国等により書店に得意・不得意分野があり、納入率及び納入期間に大きな差異が存在し、未着・欠号等の督促能力及び数量把握能力等も大きい。外国雑誌を安定供給するため、外国学術雑誌の輸入に関する豊富な経験を有し信頼度が高い複数の業者を選定する必要がある。そこで外国雑誌の予約購読制度に合わせ、平成17年の10月に外国学術雑誌の輸入に関する豊富な経験を有し信頼度が高い複数の業者について学術雑誌の見積り合せを行い、相手方を決定しているため(契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
4	株日本総合研究所	日本におけるアジア科学技術人材の活動実態に関する調査	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成18年6月1日	5,815,000	随意契約	本業務については、条件を充たす業者は当該契約業者のみであり、競争を許さないことから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
5	全国官報販売協同組合 東京都港区虎ノ門2-6-4	財務諸表官報掲載 一式	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成18年9月13日	1,739,610	随意契約	全国一律の定価が定められており、競争性を有しないため(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他	随意契約によらざるを得ないもの	6	
6	あづさ監査法人 東京都新宿区津久戸1-2	監査契約 一式	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成18年10月4日	4,200,000	企画競争・公募	国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき、本学の会計監査人として選任され、競争を許さないことから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	公募を実施		
7	財団法人東京都予防医学協会 新宿区市谷砂原町1-2	学生健康診断 一式	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成18年11月1日	1,756,482	随意契約	本業務については、実施日時等に関する条件を充たす業者は当該契約業者のみであり、競争を許さないことから会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才)に該当するため	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行		
8	Krishi Surya Foundation Executive Director P.T.Umeshankar I.Third Cross Street,India Nagar,Adyar Chennai 600 020 Tamil Nadu,India	インド国タミルナド州酪農調査	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年1月31日	2,039,016	随意契約	Krishi Surya Foundationは当該地区に基盤を置く業者であり、また本学との業務実績から本調査の仕様を充たす唯一の業者であり、競争を許さないことから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
9	CG Research Private Limited Director Chhaya Singh C207 Nieman Vihar,New Delhi,India 110092	インド国ガンジナガル衣料クラスター調査	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年1月31日	2,331,481	随意契約	CG Research Private Limitedは当該地区に基盤を置く業者で、本調査の仕様を充たす唯一の業者であり、競争を許さないことから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
10	株式会社 エー・エム・ジャパン 東京都千代田区二番町4-3	労働者派遣業務(財務担当業務)	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年1月31日	2,538,690	企画競争・公募	本業務における相手方については、HP等を通じた公募の上、審査を経て選定されたものであり、競争を許さないことから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	公募を実施		
11	東日本電信電話株式会社 新宿区西新宿3-19-2	教務事務支援システム及び学生生活支援システムカスタマイズ一式	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年1月30日	2,480,100	随意契約	本業務の対象はリースにより借入しており、競争を許さないことから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(才))	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名 : 政策研究大学院大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(単位:円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
12	S.A.S.-CTMAD COMPANY LIMITED DUPUTY GENERAL MANAGER Nguyen Hoa Cuong 44B Ly Thuong Kiet Street,Hanoi,Vietnam	ハノイ・セントラル・オフィスビルにおける事務室(402号)の賃貸借契約	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年1月22日	3,292,027	随意契約	事務室の立地等に関する条件を充たす物件は当事務室のみであり、競争を許さないから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(オ))	その他	随意契約によらざるを得ないもの	5	29,256 USD
13	東日本電信電話株式会社 新宿区西新宿3-19-2	教務事務支援システムカスタマイズ一式	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年2月28日	1,260,000	随意契約	本業務の対象はリースにより借りしており、競争を許さないから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(オ))	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
14	株式会社 エー・エム・ジャパン 東京都千代田区二番町4-3	労働者派遣業務(財務担当業務)	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年3月1日	3,977,820	企画競争・公募	本業務における相手方については、HP等を通じた公募の上、審査を経て選定されたものであり、競争を許さないから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(オ))	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	公募を実施		
15	株式会社 エー・エム・ジャパン 東京都千代田区二番町4-3	労働者派遣業務(財務担当業務)	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年3月26日	3,719,100	企画競争・公募	本業務における相手方については、HP等を通じた公募の上、審査を経て選定されたものであり、競争を許さないから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(オ))	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	公募を実施		
16	株式会社 エー・エム・ジャパン 東京都千代田区二番町4-3	労働者派遣業務(英語教育プログラムコーディネーター等担当業務)	高橋誠 大学運営局長 東京都港区六本木7-22-1	平成19年3月27日	3,496,920	企画競争・公募	本業務における相手方については、HP等を通じた公募の上、審査を経て選定されたものであり、競争を許さないから(会計規則第30条第1項第1号及び契約事務取扱規程第8条第1項第1号(オ))	その他(引き続き企画競争・公募を実施)	公募を実施		
合計					64,840,047						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額隨契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まれない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していないければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」

・競争に付することが不利と認められる場合「14」

・秘密の保持が必要とされている場合「15」

・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」

・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」

・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」

・見直し後においても、なお、包括条項（ハスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
『競争性のない随意契約によらざるを得ない場合』	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ) 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
二 その他	
(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12